

役員報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 信楽福社会（以下「法人」という）の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して報酬は原則として支給しない。ただし、評議員会の承認を得た場合はこの限りでない。

2、理事の報酬は、評議員会の承認を経て法人会計より支払う。

(支 給 日)

第3条 役員報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会・評議員会・監事監査・指導監査ならびにその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。ただし、法人に勤務する役員等については、理事会・評議員会・監事監査・指導監査ならびにその他の会議についてはこれを支給しない。

2、費用弁償額は、役員の居住地から計算し、法人職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3、日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 2,000円

(理事会、評議員会、研修及び監事監査等)に源泉徴収分をのせて支払う。

宿泊料 1泊 実価格

(改 正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。